



にかほ 議会だより

2.1

2019
vol.57

サエの神行事、小屋焼き（本郷）▶



▲七高神社権現巡行（院内）



▲サエの神行事、小屋焼き（横岡）

12月定例会

定例会の概要	2
質疑・討論	6
委員会審査報告	8
一般質問	11
視察報告	19
編集後記	20



すべて原案を可決

～補正予算（人件費関連）への修正案は否決～

12月定例会の あらまし

12月6日から20日までの15日間の日程で12月定例会が開催されました。

初日は、市政報告及び教育行政報告と議案の要旨説明、その後、市長提出議案9件と議員提出議案1件について委員会付託を省略して討論、採決が行われました。これは、職員の期末・勤勉手当、議員と市長、副市長、教育長の期末手当を改正する条例とそれに関連する補正予算について、同手当の支給日が12月10日であることから採決する必要があるので、議員提案の条例改正も併せて採決されています。

議案第80号と議案第81号は質疑がありました。この2議案は市議会議員及び特別職の期末手当の支給率を増額改定するもので、これらが盛り込まれた議案第88号 平成30

年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）は、3名から修正案を添えて、修正動議が提出されました。

議案第80号、81号は2人が反対討論、議案第88号は1人が原案に賛成の討論を行いました。

採決の結果、議案80号、81号は賛否が分かれたものの、可決、議案第88号の修正案は賛成少数で否決、原案可決となりました。（初日の詳細は5～7ページ参照）

11日は、初日の議員提案の条例改正を受け「議案第100号本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について」が追加提出されました。

11日、12日の2日間は、8人の議員が一般質問を行い、当局と活発な論戦を展開し、市政に関して様々な角度から市の見解を質しました。

14日は、議案質疑と議案を各常任委員会、予算特別委員会に付託しました。19日までの委員会で各議案を審査していただきます。総務常任委員会及び産業建設常任委員会へ1件ずつ委員会質疑の提出がありました。

最終日は、3常任委員会、予算特別委員会の審査結果報告及各委員長から行われました。

その後、討論、採決を行い、定住自立圏の協定を含む12議案を可決しました。陳情5件については賛否が分かれたものもありましたが可決、5件の陳情関連の意見書も可決となりました。全ての議案・陳情が可決・採択となりました。



条例

●議案第80号

にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定

●議案第81号

にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定

●議案第82号

にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

この3議案は、秋田県人事委員会勧告に準じた職員の手当の改定等に伴い市議会議員及び特別職の手当等の支給率を改定する条例です。
本会議では、議案第80・81号議員及び特別職の改定に対し、2件の反対討論がありました。起立採決により賛成多数で可決となりました。

●議提第11号

にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定

地方自治法の規定により議会で議決すべき事件（定住自立圏構想に基づく協定締結等）を追加する改正。

●議案第100号

本庄由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について

由利本庄市とにかほ市が、相互に役割分担し、連携・協力することにより圏域全体として必要な生活機能等を確保することができるよう協定を締結する条例です。

定住自立圏構想とは：

地方から都市への人口流出を食い止め、地方への人の流れを創出することを目的とした国の構想。中心市と近隣市町村が連携・協力し、必要な生活機能を確認しよつとするもの。

予算

●平成30年度一般会計補正予算（第6号）

補正額
16,050千円
補正後予算総額
13,888,899千円

《主な歳出》

議案第80・81・82号の支給率改定による、人件費増額分が主の補正予算。
この増額補正に対し、本市の財政状況は厳しい状態にあると判断し、反対の立場から修正動議が提出されました。補正予算中、議案第80・81号の市議会議員及び特別職の手当等の改定に関する歳入歳出を減額した修正案を提出しています。採決の結果、この修正案は、賛成少数で否決となり、原案を可決しました。（詳細は5〜7ページ参照）

●平成30年度一般会計補正予算（第7号）

補正額
86,864千円
補正後予算総額
13,975,763千円

《主な歳入》

○自立支援給付費負担金
15,628千円
○機構集積協力金交付事業費補助金
7,941千円
○介護・訓練等給付費等負担金
8,245千円

《主な歳出》

○障害福祉サービス費
31,258千円
○公有財産購入費
56,418千円
○定住奨励金
2,600千円
○道路橋梁新設改良費
△86,005千円
○生活保護費医療扶助費
7,000千円

議案の修正とは

通常、市長から議会に、議案（条例の制定・改廃、予算を定めること等）が提出

← 本会議及び常任委員会等で審議・審査し、議決

← 議員（委員）は議案を修正することができる

← 議案の修正を行う場合、議案の目的の範囲内において、修正案を添えた「修正動議」を提出する

ネットで議会傍聴ができます

にかほ市議会本会議のインターネット配信を開始しました。

市ホームページ>行政情報>にかほ市議会>議会のインターネット配信を開始しました！

…から視聴できます。

12月定例会議案一覧

議案番号	件名	議決結果
報告第3号	専決処分の報告について（専決第12号）	—
報告第4号	にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について	—
議案第80号	にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第81号	にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第82号	にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第83号	にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例制定について	原案可決
議案第84号	にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について	原案可決
議案第85号	にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第86号	本荘由利広域市町村圏組合理約の一部変更について	原案可決
議案第87号	秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について	原案可決
議案第88号	平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について	原案可決
議案第89号	平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について	原案可決
議案第90号	平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	原案可決
議案第91号	平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第92号	平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第93号	平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第94号	平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について	原案可決
議案第95号	平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について	原案可決
議案第96号	平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について	原案可決
議案第97号	平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第98号	平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第99号	平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について	原案可決
議案第100号	本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について	原案可決
議提第11号	にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議提第12号	75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書	原案可決
議提第13号	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書	原案可決
議提第14号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書	原案可決
議提第15号	「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」を求める意見書	原案可決
議提第16号	看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書	原案可決

陳 情

陳情番号	陳 情 の 件 名	陳情者の氏名	付託委員会	結 果
陳 情 第12号	75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書	秋田県社会保障推進協議会	教育民生	採 択
陳 情 第13号	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書	秋田県社会保障推進協議会	教育民生	採 択
陳 情 第14号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情	秋田県医療労働組合連合会	教育民生	採 択
陳 情 第15号	「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情	秋田県医療労働組合連合会	教育民生	採 択
陳 情 第16号	看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書	秋田県医療労働組合連合会	教育民生	採 択

賛否一覽表

○は原案に賛成、●は原案に反対。賛否が分かれた案件のみ掲載。
このほかは全会一致で可決。（※議長は表決しない）

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	議決結果	
議員名	齋藤光春	佐々木孝二	小川正文	伊東温子	齋藤聡	齋藤進	森鉄也	渋谷正敏	佐藤直哉	宮崎信一	佐藤治一	佐々木正勝	佐々木春男	佐々木敏春	伊藤竹文	佐藤文昭	菊地衛	佐藤元※		
議案第80号	●	○	○	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第81号	●	○	○	●	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第88号 (修正案)	○	●	●	○	●	●	●	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	修正案否決
議案第88号	●	○	○	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	原案可決
陳情第12号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採 択
陳情第13号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採 択
陳情第15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採 択
陳情第16号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採 択
議提第12号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可 決
議提第13号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可 決
議提第14号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可 決
議提第15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可 決
議提第16号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可 決

◎ポイント◎

●議案第80号
議員の期末手当を年間で0.1月分引き上げる条例改正（提案理由：市の一般職の改定に準じて）

●議案第81号
特別職（市長、副市長、教育長）の期末手当を年間で0.1月分引き上げる条例改正（提案理由：市の一般職の改定に準じて）

●議案第82号
一般職の職員の期末・勤勉手当を年間で0.1月分引き上げる条例改正（提案理由：秋田県の取り扱いに準じて）

●議案第88号
80号から82号の条例改正など人件費関連の補正予算

議員、特別職の手当増額に一部議員が反対

議案第88号一般会計補正予算（第6号）中、議員、特別職の増額分を減額した修正案を一部議員が提出

議案第80号、82号、議案第88号の修正案
議案第88号の原案
可決
否決
可決

質疑

議案第80号、第81号

【問】両議案の支給率増額について

①改正の妥当性及び根拠
②提案理由に「一般職の給与改定に準じて」とあるが議案第82号より先の議決順番で提出されている理由は。

【答】①今年度の秋田県人事委員会では、県内の月例給の公民格差を解消するため、期末勤勉手当は、職員の年間支給月数を0.1月引き上げる等勧告されている。

県議会12月議会に関係条例の改正議案が上程され、本市としても、これまでと同様、県人勧に準拠し、県にならい、本市職員等の給与改定等を提案することとしたもの。②条例改正の議案順は、これまで同様、例規集への登載順に提案をしている。議案第82号の賛否が第80号の賛否に影響するわけではない、従来どおりとしている。

議案第88号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第6号)に対する修正動議 要旨

上記動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙修正案を添えて提出する。

平成30年12月6日 提出

発議者 にかほ市議会議員 佐藤直哉、齋藤光春、渋谷正敏

修正案の提案理由の要旨

議案第80号、議案第81号の提案理由は「一般職の職員の給与改定に準じて（中略）改正しようとするもの」とある。一般職職員の給与改定は議案第82号で秋田県に準じて（県人事委員会の勧告）行おうとするもの。この勧告は職員の給与等について報告、勧告されたもので、議員や特別職の手当に対して勧告されたものではない。

また市議会議員、特別職の期末手当の増額改定はここ数年続けて行われている。しかし本市の財政状況については鋭意健全化への措置も講じているが、環境は依然として厳しい。市民に対し正しく状況を伝え、信頼される財政運営を行う責任があること、本市の厳しい財政状況において議員や特別職の期末手当の金額を上げることが、果たして相応であるのか、市民に受け入れられるのか、大いに疑問とするところであり、賛成できない。

従って補正予算第6号のうち、議案第80号と議案第81号に関する歳入歳出を減額した修正案を提出する。

修正案の要旨

補正額を「16,050千円」から「15,289千円」に改める。
（議員の手当増額分525千円、特別職の手当増額分236千円を減額する修正を行う。）

修正案への質疑

【問】国の人事院勧告、県の人事委員会の勧告を、どの程度精査したのか。

【答】詳細には確認していないが、議員と特別職への勧告ではないということを知っている。

【問】これまでやってきたこと（国、県の人事院勧告等に全て準ずる方向でやってきたこと）が間違っていたことなのか。

【答】これまでのことには否定的な見方をしている訳ではない。勧告等は議員、特別職のものではないし、市の状況などを心配していること。

【問】9月議会で財政健全化に関する報告があった。（市の財政は健全なレベルであるとの）説明をどう受け止めているのか。

【答】市を取り巻く環境は、まだまだ厳しいものである。さまざまな取り組みがどこまで通用しているかは分からないと思う。適正にやっていると追いつけないこともあるので、それを案じているところ。

討論

●議案第80号
にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定

反対討論 佐藤 直哉

一般会計補正予算第6号に対する修正動議の提案理由とも重複するが、本案は、秋田県人事委員会の勧告に準じて行おうとする議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定による一般職の職員の給与改定に準じ、市議会の議員の期末手当の支給率の増額改定である。

秋田県人事委員会の勧告は、地方公共団体の職員の給与等について報告、勧告されたもので、議員や特別職の手当について勧告されたものではない。本市における市議会の議員の期末手当の支給率の増額改定は、ここ数年

続けて行われているが、当局においても高所大所からさまざまな考慮の上、行われてきたものと考えられる。しかし本市の財政状況は、今後の運営も厳しい状態が続くことが予想される。財政健全化への取り組みが鋭意講じられているが、人口減少や少子高齢化、大手製造業の組織再編など、本市を取り巻く環境は依然として厳しく、健全財政への道のりもまだまだ険しく遠いものであると言わざるを得ない。当局にも議会にも市民に

対し、正しく財政状況を伝え、市民に信頼される財政運営を行う責任があることは言うまでもなく、本市の厳しい財政状況において市議会議員や特別職の期末手当の金額を上げることが、果たして相応であるか、市民に受け入れられるかについて、大いに疑問があり、賛成できない。

●議案第81号
にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定

反対討論 齋藤 光春

人事院等勧告を受け、地方自治体の対応について何ら異論を唱えるものではない。職員に対して給与及び報酬の改善を図ることは、職務に対する意欲も湧いて市政状況の改善に向けて職務に邁進してくれるものと、大いに賛同する。

しかし、今後にかほ市の財政は、人口減少や法人税・市税の減収も懸念されている。現在にかほ市の財政状況においては、一般会計の自主財源が30%にも満たない状況である。毎年自主財源の50%以上が人件費、その中の市税との比較において80%以上が人件費に歳出されている。

昨年度から、補助金の要請の諸手続ミスや施設の維持管理の不手際等か

ら、約数千円も一般財源負担を余儀なくされている。前議会からも指摘があったが、この歳出（負担）に関して納得していない市民もたくさんいる。これは、行政執行の最高責任者である特別職及び監督責任のある我々議員の責任でもあると考える。

必要のない支出（負担）があつた時期に、期末手当の増額改定は、自重するもの。議案第81号の改正を見送り、新しい市政はここまですると市民に見せたらいかげなものか。市民の理解、協力も得られるものではない



か。支出額の多少にかかわらず、我々が本気で市政の改善、財政の改善を求めるのであれば、自戒の意味を込めて自重するべきと考える。

●議案第88号
平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）

賛成討論 伊藤 竹文

本条例案の提案理由にあるとおり、一般職員の給与改定に準じて期末手当の改定を行おうとする条例改正が可決された。手当の上昇率は、人事委員会の勧告にならつてのこと。現在、多くの市町村が同様の対応をしている。人事委員会の勧告は、諸情勢を勘案して出されており、合理的であると考える。当市における財政状況は、決して樂觀できるものでないと認識できるが、人事委員会の勧告にならつての改正は、現状では何ら問題がない方法ではないかと考える。

総務常任委員会

総務常任委員会（一般会計の小委員会を含む）に付託された案件は、すべて全員の賛成で可決しています。

●議案第83号

にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例制定

【質問】工業振興条例の

委員会審査結果

議案番号	議案の名称	審査結果	理由
議案第83号	にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例制定について	可決	全員賛成
議案第87号	秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について	可決	全員賛成
議案第100号	本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について	可決	全員賛成
議案第94号	平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について	可決	全員賛成

付託：議会の議決に先立って、各委員会に審査を委託すること。付託された議案等を各委員会が詳しく検討（審査）を行う。一般会計の決算・予算は特別委員会を設置し、さらに小委員会へ所管別に分割付託している。

課税免除措置との相違や併用等は。

【答弁】工業振興条例の課税免除期間は5年間だが、本条例に伴う免除期間は3年で、国からの減収補填がある。本条例により（要件を満たすものは）3年間の免除、その後2年間は工業振興条例により免除ができる。

●議案第100号

本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結

【質問】にかほ市の役割として「再生可能エネルギー産業への進出を目指す地域企業を支援する」とあるが、製造業、メンテナンス関連、企業種の想定を伺う。

また由利本荘市で導入を検討する洋上風力発電との関連、影響はあるか。

【答弁】ソーラーや水力など再生可能エネルギー関連機器の部品で製造業、機器メンテナンスの技術習得等、市内企業の支援を想定している。洋上風力発電について本市は関与していない。

【質問】中心市（由利本荘市）が有利になり、近隣市町村（にかほ市）が不利になるといような、移住定住構想に関する均衡への危惧はないのか。

【答弁】（協定は）中心市、近隣市それぞれの役割を定めるもの。例えば、由利本荘市には救急病院があり、その機能を保持する。にかほ市は病院の利用に困らない方策を講ずる。有利不利でなく、それぞれが市民生活の利便性や地域振興を図るとい位置づけ。

一般会計予算特別 総務小委員会

●議案第94号

平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）

【質問】消防団員安全装備品整備等補助金とは。

【答弁】消防団員等公務災害補償等共済基金の補助金で、今回は救命胴衣54着、防火衣と防火長靴合わせて84着分を申請。

【質問】地域経済循環創

造事業交付金返還金は、さんねむ温泉の機器関係で、会計検査院からの指摘とのことだが、当初の購入予定が最終的にリース契約となったための差額ということか。

【答弁】リース分は補助対象から外れるという指摘を受け、今回の措置となった。（歳入もほぼ同額計上）

【質問】需用費について。組織再編で商工観光部が移転したことで、見た目上、経費が増えた形になっているが、経費削減、情報伝達の部分等のメリットはあるか。

【答弁】市長等の指示のしやすさ、職員の移動面から効果的と考えている。消耗品や事務機器リース料の増加分は、恐らく業務量も変化していると思う。部署が移動すれば本来は予算計上部分しか増えないはずだが、それ以上増えているので、様々な要因、職員の意識も改善していかねばならない。

総務常任委員長
伊藤 竹文

教育民生常任委員会

教育民生常任委員会
（一般会計の小委員会を
含む）に付託された案件
は、すべて可決・採択し
ています。

陳情3件で賛否が分か
れています。

●陳情第12号
75歳以上の後期高齢者
医療自己負担を2割に
しないことを国に求め
る陳情書

●陳情第13号
「後期高齢者
は増加が見込まれ、医療

審査概要 「不穏当な表
現も見られ、同調して意
見書を提出することに慎
重であるべき」という反
対意見と、「願意は概ね
妥当と見る」という賛成
意見が出され、結果、採
択した。

●陳情第16号
看護師の全国を適用地
域とした特定最賃の新
設のため国に対し意見
書を求める陳情書

●陳情第13号
「医療・介護
職の処遇改善の件等と合
わせ、利用者負担につな
がると思われる。もう少
し（意見書提出には）慎
重であるべき」という反
対意見があったものの、
採択した。

【質問】障がい福祉サ
ービス費の扶助費32、9
81千円について。サー
ビス利用者増による増額
ということだが、サービ
スを必要とする人への
フォロー体制はどうなっ
ているのか。

【答弁】利用者増の要因
は様々考えられるが、相
談支援体制の充実がサー
ビスにつながっている。
複数の相談窓口で、相談
内容や支援に応じて関係
機関と連携して支援する
体制ができています。窓口
が非常につながりやすく
なっています。

議案番号	議案の名称	審査結果	理由
議案第84号	にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について	可決	全員賛成
議案第86号	本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について	可決	全員賛成
議案第95号	平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について	可決	全員賛成
陳情第12号	75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書	採択	賛成多数
陳情第13号	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書	採択	賛成多数
陳情第14号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情	採択	全員賛成
陳情第15号	「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情	採択	全員賛成
陳情第16号	看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書	採択	賛成多数
議案第94号	平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について	可決	全員賛成

れ所得により
負担割合を見
直すことも
考えられる。
現段階で1割
負担を維持し
てほしいとい
う本陳情の願
意は酌み取り
たい」という
賛成意見が出
され、結果、
採択した。

●議案第94号
平成30年度にかほ市一
般会計補正予算（第7
号）

【質問】スクールバス運
行管理委託料の債務負担
行為額の内容は。

委員会審査結果

議案番号	議案の名称	審査結果	理由
議案第84号	にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について	可決	全員賛成
議案第86号	本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について	可決	全員賛成
議案第95号	平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について	可決	全員賛成
陳情第12号	75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書	採択	賛成多数
陳情第13号	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書	採択	賛成多数
陳情第14号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情	採択	全員賛成
陳情第15号	「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情	採択	全員賛成
陳情第16号	看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書	採択	賛成多数
議案第94号	平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について	可決	全員賛成

●陳情第13号
介護保険制
度の改善、
介護従事者
の処遇改善
等を国に求
める陳情書

●陳情第16号
看護師の全国を適用地
域とした特定最賃の新
設のため国に対し意見
書を求める陳情書

【質問】障がい福祉サ
ービス費の扶助費32、9
81千円について。サー
ビス利用者増による増額
ということだが、サービ
スを必要とする人への
フォロー体制はどうなっ
ているのか。

教育民生常任委員長
伊東 温子

産業建設常任委員会

産業建設常任委員会に付託された（一般会計の小委員会を含む）に付託された案件は、すべて委員の賛成で可決しています。

●議案第97号

平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

【質問】工事請負費500万円について。（設備機器の故障とこのことだが業務に）影響はないのか。

●議案第98号

平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

【質問】汚泥汲み取り手数料の増額350万円について。年度間の手数料のばらつきは許容範囲なのか。

【答弁】定期的な処分ではなく、溜まったら処分するので、年度をまたぐとばらつきが出る。許容範囲である。

●議案第99号

平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）

【質問】（関連して）民間化に関してはスケジュールどおりか。

【答弁】計画書どおり譲渡の年月日は変わりない。年明けの1月10日から18日に事業提案者等の受け付けを行う。

●議案第99号

平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）

【質問】金浦浄水場の修繕が頻繁な原因は。

【答弁】35年経っている施設で機器の老朽化が主な原因。上郷水源も金浦の分を十分に賄える量ではなく、仁賀保地区への送水を開始したため、水源が不足している状況。当分維持する必要がある。

【質問】（関連して）民間化・広域化は考えているのか。

【答弁】考えていない。

一般会計予算特別産業建設小委員会

●議案第94号

平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）

【質問】（歳入の）社会資本整備総合交付金の減額9,575万2千円で、（道路改良の）予定箇所が出来なくなるのか。

【答弁】起債などで事業に遅れが生じないように努めている。

【質問】（誘致企業の新拠点整備に係る）公有財産取得費について。単価などは。

【答弁】公共事業に伴う特例対象ではなく土地提供者に課税が生じることから、地権者から最低限の理解を得るため、譲渡所得税相当分を考慮した価格設定となっている。地目ごとの同一単価。

【質問】（歳入の）行政財産使用料（はまなす、ねむの丘の施設使用料）の減額802万3千円の算定根拠は。

【答弁】指定管理者基本協定「収益が著しく悪化したときは使用料を減額または納付を免除できる」に基づき、両事業部から、年間の半額の減額申請が提出された。業績見込みを勘案した結果、経常利益がマイナスとならず、健全経営を図るには適当と認められたもの。

産業建設常任委員長

佐々木春男

委員会審査結果

議案番号	議案の名称	審査結果	理由
議案第85号	にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	可決	全員賛成
議案第96号	平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について	可決	全員賛成
議案第97号	平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	可決	全員賛成
議案第98号	平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について	可決	全員賛成
議案第99号	平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について	可決	全員賛成
議案第94号	平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について	可決	全員賛成

広報タイトルのローマ字表記について

もう少し継続したい

答弁 市長

佐々木孝一 議員



沿岸への木造船等

漂着物対応について

質問 昨年11月23日に北朝鮮籍の漁船及び船員が由利本荘市の沿岸に漂着してから1年が経過した。この事案に関して3月定例会で、市長は「県警及び海上保安部に不審船に対する警備と情報共有体制の強化について要望し、秋田県総合防災課により県関係機関、秋田県警、秋田海上保安部、本市を含む沿岸8町が連絡協議会を開催し、情報共有と連携のフォローを確認しています。」と答えている。

(1)市民の安全と安心のための啓発活動を、どのように継続しているか。

市長 本市においても今年11月23日、象潟川河口に木造船1隻、25日に建石海岸に木造船の一部が漂着している。にかほ市内の沿岸は、小砂川漁港を除き秋田県管理の海岸区域で、漂着した場合、検疫等に立ち会って確認している。漂着船の解体や運搬などの対応は、海岸管理者の秋田県が行う。

市では、今年も漂流・漂着が予想されることから、11月15日には市ホームページに掲載し、同22日の行政懇談会においても自治会長に漂流・漂着船を発見した際には、近づくずに速やかに警察に通報するよう周知している。

質問 (2)現状で十分な対応なのか。

市長 先述の啓発活動に加え、市ホー

ムページや12月15日号の広報等で、市民に周知を図っている。漂着船や人を発見した場合は、速やかに110番で警察署、あるいは118番で海上保安部に通報するように啓発に努めているところ。

総務部長 由利本荘市で行っている掲示板、コミュニティセンターへの掲示等、本市としても今後検討したい。

広報誌のあり方について

質問 市役所と市民をつなぐ架け橋として発行している広報誌、その制作担当の献身的活動に敬意を惜しむものではない。しかし、今年4月1日から、市民から違和感があるとの声が上がっていることも事実である。この声をよく聞くと、4月1日にリニューアル版として始めたタイトルがローマ字表記になったものへの違和感が多かったようだ。広報誌のタイトルに市名をローマ字で表記しているのは本市だけである。他市と同じが必ずしも良いとは考えないが、3町が合併し本市が誕生したときに、その名称をひらがなで「にかほ市」とした経緯を考えると、市民の思いが込められたひらがなの「にかほ」を本市の広報タイトルに表記する意味は、他市とは一段違った意味を持つものと考ええる。

(1)市長は、広報のタイトルをどのような感じ、考えているのか。

(2)表記変更を検討することがあるのか。

市長 (1)(2)市発行の広報は、情報発信の一つのツールとして、カラーページの使い方や紙面構成など、より幅広い年齢の市民から読んでもらえる広報として1日号と15日号に、メリハリをつけるように指示し、今年の4月1日からリニューアル版として発行している。ローマ字表記も、その一環として私から指示をした。

ローマ字表記の反響として、ひらがな表記がふさわしいと意見が寄せられている一方で、若い世代からは「ファッショナブル」「かつこよくなつた」という声もある。別段、奇をてらつたものではなく、既成概念にとらわれないものの象徴として、すべてのタブーを度外視して指示している。

今のスタイルが仮に品位・品格に欠けるものでないならば、内容的に刷新されていることも踏まえ、良いものがあったと思つている。

合併協議において、ひらがなの「にかほ市」と決定された経緯についても十分承知しているが、より幅広い年代の多くの市民に目を通していただけの広報をとの思いは変わらないので、ローマ字表記は、もう少しの期間このまま続けたい。さまざま意見を全く無視するつもりはなく、その後の対応を判断していきたいと思うが、朝令暮改とならないようにも気をつけたい。

佐々木正勝 議員



危険空き家の具体的減少対策は

空き家に対する関与の仕方を深く検討する必要がある

答弁 市長

病児・病後児保育のあり方について

質問 (1)病児・病後児保育の今後のあり方及び推進方法について、どのようなことを考えているか。

市長 子どもが病気のときに、保護者が周囲に気兼ねなく休暇が取れ、面倒を見るのができるのが望ましい姿。労働環境の改善とともに、病児・病後児への支援対策の整備も必要と考えている。子育て世代が安心して働き続けることができるため、ニーズの把握に努め利用しやすい制度となるよう検討している。

質問 (2)今後の状況次第で、病後児対応施設を他地区にも増やす考えがあるか。

市長 3地区の市民、子どもたちが平等に利用できる体制づくりが必要と思っている。

市民福祉部長 病後児だけでなく病児保育もあわせて検討してきたところ。看護師の確保や保育師の常駐等の課題が解決できずにいる。検討したい。

質問 (3)にかほ市では当初より病後児対応型で進めているが、どのような経緯で病後児対応型に決定したのか。

市長 病児対応型の場合、原則として病院等医療機関、医療施設内での開設という基準がある。回復期に至らない子どもは、感染症など病気の種類ごとに隔離する配慮が必要とされている。アンケート結果でも、子どもが大変な時には、親が自ら看病したいと考えている方が多い。

以上のことから、回復期と診断され

た子どもを安心して預けられる施設として病後児型を選択し協議してきた。

危険とみなされる空き家対策について

質問 (1)危険空き家の具体的減少策は、どのように考えているか。

市長 空き家に対する(行政の)関与の仕方をもう少し深く検討する。啓発活動だけで足りない部分をもう少し内部検討する時間が必要。

市民福祉部長 現在の空き家予防対策事業は、空き家の適正管理の周知、啓発で、固定資産税の納付書へ(チラシ等)同封している。解体費用の貸付金制度や助成金制度、空き家情報バンク制度も実施している。

質問 (2)倒壊寸前の空き家や外壁材の飛散等の住民情報に、どのように対応し、対処していく考えか。

市民福祉部長 連絡相談があった住民情報に対しては、現地確認、所有者調査の上、直接・文書で現状を伝え、適正管理の措置をとるよう助言、指導している。市民への危険防止のため、緊急措置や危険回避が必要と判断した場合、必要な措置を実施しているが、市が行う措置は、修繕や解体ではなく飛散防止の固定を行うなど必要最小限の範囲で行うもの。

質問 (3)倒壊寸前の危険空き家が平沢自治会域にかなり前からあり、自治会長3代にわたって市側に問題解決に向けた情報を伝えていたが、未だに解決には至っていない。こういった事例に、今後どういう対応、対処をするのか。

市長 十分に把握している。市民の生命や財産に危険を及ぼすようなものから、対処していかないといけない。その部分は指示している。しかし、全ての案件にすべからず行政が財政を投入してやることはできないというのが現状だ。

質問 (4)所有者死亡や管理者不明、相続放棄等で管理者を確認できない場合の対処方法を考えているか。

市民福祉部長 所有者の特定に至らない場合には、家庭裁判所へ財産管理制度活用の適否の検討や最終的な措置となる略式代執行も視野に入れ、法令等に基づき関係機関と連携を図りながら対処したい。

質問 (5)危険と思われる旧旅館の事例に対しても、何らかの進行はあり得ると受け止めてよいのか。

市民福祉部長 特定空き家等に対して法の措置を行う、協議する相手も特定に至らない場合の手順がある。一つ一つの課題を解決し、どういった法的な措置ができるのか検討している。

質問 (6)所有者不在の危険空き家の行政代執行で被木造地下1階つき3階建て旧旅館の解体を行った他県の事例をどのように受け止めるか。

市民福祉部長 最終的な略式代執行等に進むまでには、財産管理制度の適用ができるのかどうか。実際に解体等を進めるにあたっては、多額の費用がかかる。国の補助事業等の確認も行っているところ、できるだけ早く解決に向けた協議、検討を行っていききたい。

幼児教育の無償化に向けた市の対応について

森 鉄也 議員



にかほ市独自の子育てしやすいまちづくりを進めていきたい

答弁 市長

都市計画事業の進行管理について

質問 (1)象潟駅東西の地域の一体化を図り、駅周辺における都市機能を備えた一体的なにぎわいのあるまちづくりを進める必要があると考える。これは合併時の「新市まちづくり計画」や第2次発展計画の「身近な道路整備」の主要な施策と位置づけられている。(事業) 実施に向けての課題は。

市長 象潟駅東西連絡通路の必要性については、地域の要望であることも十分に認識している。しかし、莫大なお金がかかり、社会資本整備事業という方向もあるが、それでも一般財源、財源を考えた場合に、事業実施にあたって優先順位を考えたときに、(上位に)出てくるということは考えにくい。

質問 (2)今後、課題に対する対応も含め、どう取り組んでいくのか。

市長 第2次発展計画の主要施策である「身近な道路整備」の中で、象潟駅東西連絡通路のほかに、旧町間を結ぶ幹線道路の整備もある。同連絡通路の事業化については、現段階では、まだ定期的に尚早と思っている。

農林水産建設部長 旧町間を結ぶ幹線道路の整備を優先して整備したい。

質問 (3)この連絡路は、災害時の重要な避難場所、あるいは避難路にもなるもの。防災上の機能も兼ね備えた施設として、整備は必要であると考え、再度市長の考えを伺う。

市長 象潟駅東西道路を建設すること

によって東側への避難時間は短縮されるので、防災部局と検討したいと思うが、連絡通路の方法によるか、別の考え方によるか、分けて検討したい。

質問 (4)市長が目指すまちづくりを進めるために、優先事業を計画的に着実に実施できるよう、指針となる中長期の実施計画、財政計画に示し、今後のまちづくりに取り組むべきと考えるが、市長の考えを伺う。

市長 私のまちづくりに対する基本的な方針は、この1年間を通じて来期の実施計画の中に多分に盛り込みたい。

幼・保の無償化に向けた市の対応

質問 (1)国による幼・保無償化に伴い、一般財源負担の平成31、32年度の軽減見込み額を伺う。

市民福祉部長 31年度で約3,100万円、32年度は、1年分となりの倍の約6,200万円、市の負担が軽減されると見込む。

質問 (2)地方消費税の増収分と幼・保無償化による負担軽減分を合わせた「新たな財源」が発生するが、今後の活用について考え伺う。

市民福祉部長 現段階では活用の具体的な検討等は行っていないが、地方交付税の減少額等も含めた市全体の予算の中で検討したい。

質問 (3)新たな子育て環境づくり、子育てサポート、支援拡充が必要と考え

る。市長の考えを伺う。
市長 来年度、アンケート調査等により、新たな支援への意見をいただきたいながら、子育てしやすいまちづくり、横並びではない、にかほ市独自の子育てしやすいまちづくりを進めたい。

敬老式のあり方について

質問 (1)これまでの実績から、主催者側として、どう評価しているか。課題はどうか。

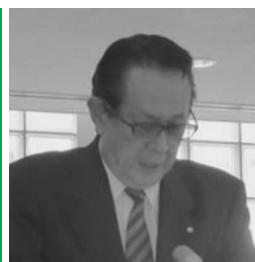
市長 敬老式は、旧友と交流し親交を深める場として喜ばれていると受け止めている。また今年度から、長寿祝金を現金支給から市内共通商品券へ移行し、広く地域に貢献できる仕組みに見直した。現金支給では見えにくい即効性のある地域経済への効果があったと評価している。

課題は、参加者が減少傾向にあること。

質問 (2)旧3町の市民が幅広く交流できる組み合わせで実施するなど、ひと工夫必要と考えるが、どうか。

市長 来年度開催時にアンケートを取るなど、参考にしながら、楽しめる敬老式になるよう引き続き取り組みたい。

覚えている人が多いところに行きたいという希望をよく聞くので、3地区を合同でやるということは難しいという印象を持っている。



渋谷 正敏 議員

就任1年、市長公約とその「結果に対する責任」について

覚悟を持つということであり潔さである

答弁 市長

市長の公約について

質問 (1)市長は、就任1年経過した今でも、市長選で訴えた言ったこと、やったこと、結果に対して責任を取るといふ強い信念に変わりないか。

(2)責任を取るといふことは、どういうことか、具体的に説明願う。

市長 (1)私は市長就任当初の職員に対しての挨拶の中で「最後の決断は私がする。その責任も私が取る。皆は、自由な発想をして、夢と希望のある未来をつくり出してください」と話している。その考えは、今も何ら変わることはなく、自身の言動についても、責任を持ってあたり、その結果については、しっかりと責任を取るといふ覚悟はある。

(2)結果に対する批判が起きたとしても、自ら指示したことについては逃げない、自ら口にしたことについては責任を転嫁しない、自ら指示したことについては隠さないということだと思っ

ている。ごまかしたり、他人に責任を転嫁するようなことはあってはならない。

結果に対する責任の背景にあるものは、一言で、私は潔さだと思っ

ている。結果に対する責任の背景にあるものは、一言で、私は潔さだと思っ

程度やるつもりなのか、

市長 (3)当然のことながら公約は、きつちり4年間の契約事項として市民に示させていたいただいたと理解している。公約は絵に描いた餅になってはならないと思っ

ている。社会情勢や財政状況、住民ニーズなどを総合的に判断し、できるものからスピード感を持って取り組むということについては、これからも変わることではない。公約に書いていないことについては、何らかの形で必ず着手すると、ご理解いただきたい。

若い人たちの夢の実現（働く環境の整備、企業誘致、若者の定着）

質問 工業団地は、背広やワイシャツのように短期間で作れるものではない。設備投資はタイミングが重要。企業誘致の話があつて「これから土地を探す。待っていて」と待つ企業などあると思えない。

(1)企業から話があつてから土地を探し、オーダーメイドで企業誘致という姿勢に変わりはないか。

市長 (1)私が言うオーダーメイドは、必ずしも誘致案件があつて初めてこれから土地を探すと限定したのではない。市内には造成済みの民間用地も各所に存在する。それらの有効活用も含め、県と分担した財源確保でもなければ、団地の新たな開発がありきの考え方には至っていない。

質問 企業誘致の各種取り組みについて伺う。

(2)造成は、誘致が決まってからでいいが、せめて土地を買収、開発許可を取り、いつでもこの地域に造成しますという看板だけでも立てておく考えはないか。

(3)企業立地のため市役所内に検討チームを設置しているのか。また、どのような活動をしているのか。

(4)企業誘致に望む企業職種は、ある程度ターゲットを絞っているのか。

(5)企業誘致をするためのにかほ市のセールスポイントは何か。

市長 (2)用地確保の必要性を含めて慎重に考えていかなければならない

(3)企業誘致に特化したセクションの創設や県の企業立地事務所への職員派遣等も視野に入れていく必要がある。

(4)本市の地元企業の強みを生かすとともに、地元企業とともに発展できる新たな誘致を特に望む。

(5)何といたつても、さまざまな業種の製造業が集積、材料調達から組立・検査まで、域内で多くの業種の多くの工程に対応可能な点が大きな強み。



公民連携の導入について

佐藤 文昭 議員



積極的に取り組んでいく

答弁 市長

行財政運営の新たな取り組みについて

質問 (1)行政と民間の経営資源を活用・連携させ、互いの強みを生かすことにより、最適な公共サービスを提供し、地域価値や住民満足度を最大化するため、民間のユニークな発想やアイデアを市政運営に取り入れる「公民連携」を導入・推進することについて、市長の考えを伺う。

市長 (1)公民連携については、積極的に取り組んでいかなければならないと思っている。例えば、東京海上日動と連携協定を結んでいるが、保険業務等で培ってきた防災に対する考え方を現在作成しているBCP(災害時等を想定した事業継続計画)の見直しに活用しているところ。その他、ソフト面の段階で(公民連携を)着実に進めている。

質問 (2)公共施設等総合管理計画では公共施設の維持管理は民間の資本、ノウハウ、技術力の活用、PPP、PFIなどの手法を検討し、効率性向上と経費縮減を図るとしている。同計画は実行段階と思うが、現時点での各施設の維持管理はどのような状況か。

企画調整部長 (2)当市では、平成28年度末に公共施設等総合管理計画を策定。個別施設計画は、30年度に策定方法、スケジュールなどを検討、31度から着手する予定。個別施設計画策定後に公民連携も視野に入れて、各施設の管理方法を検討する。

質問 (3)市の事務事業(庁舎ほか施設)の管理事業などに民間のアイデアとノウハウを活用する「公共サービス提案制度」の導入について、市長の見解を伺う。

市長 (3)個別施設計画の策定後でないと検討は難しい。まずは制度に適した事業の洗い出しから検討したい。

質問 以下(4)～(6)は財源確保、行政コストの削減の観点から質問する。

(4)公共施設へのネーミングライツ(命名権)導入について、市長の見解を伺う。

市長 (4)経費をかけずに安定した収入を見込める有効な手段であることは確か。お金だけではなく施設維持管理の労務という形で命名権を設定することもいいと認識している。検討課題としてい。

質問 (5)公共施設等を媒体として広告事業を募集する考えはないか。(庁舎案内表示板、ごみ収集カレンダー、ごみ袋、封筒など)

市長 (5)現在、広報、ホームページ、コミュニティバスのほか、窓口封筒等で広告事業を実施している。引き続き検討したい。

質問 (6)庁舎や公共施設の電力調達方法を見直し、入札を実施する考えはないか。

総務部長 (6)今年6月の時点で、県や県内13の市で電力購入の入札を実施している自治体はない。現状はコストとリスクを見極めている段階だが、経費

節減の面で有効な手段であると認識している。調査と検討を進めたい。

質問 新たな森林経営管理法が国会成立し、31年度から施行される。同法は、

⑦森林の所有者に伐採や造林など森林の適切な経営管理を義務化する

⑧所有者が経営管理できない場合、市町村が委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する

⑨再委託が難しい森林は、市町村が経営管理を行う

という制度。森林の環境整備をする新たな森林環境税が、国民1人当たり年額1,000円となる予定。

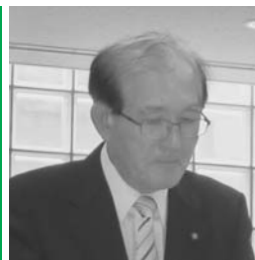
(1)市の私有林で所有者が管理できないと判断できる森林面積は何haか。

(2)林業専門員は市町村にはいない状況。この制度の施行で、事務や財政面で市町村に大きな負担とならないか。

農林水産建設部長 (1)市の森林面積1万4,624haのうち私有林の人工林は約7,000ha。このうち所有者が管理できない面積は、現在把握していない。平成31年度からの森林環境譲与税を使用して所有者の意向調査を行い、所有者・面積を把握する計画。

(2)全国的にも各自自治体には林業専門員がいなかったため、意向調査や集積計画の事務など、森林組合職員や県職員OBなどから選ばれる地域林政アドバイザー、または法人に委託する計画。費用は、特別交付税措置の対象となっている。

佐々木春男 議員



教職員の長時間労働に対する対策は

さらに工夫改善しながら教職員の負担を減らしていく

答弁 教育長

教職員の働き方に関連して

質問 (1)国会でも教員の長時間労働が取り上げられ、文科省調査でもその深刻化が明らかにされている。長時間労働の原因と対策をどのように考えているか。

(2)文科省が導入を検討する教職員の「変形労働時間制」の見解を伺う。

教育長 (1)本荘由利地区の小学校教諭の4月、5月の時間外労働の平均は、県平均を10時間程度上回っている。

対策として、市教職員多忙化対策委員会、学校部活動適正委員会、今年からは8月13、14、15日は学校閉庁日として3日間を完全に休養する、ストレスチェックの実施等、各校長先生方と話し合いながらも取り組んでいる。さらに工夫改善をしながら教職員の負担を減らしたい。

(2)「変形労働時間制」について、教育現場では児童生徒の学習指導、生徒指導と、8時間では帰れないのが実情で、制度については、検討改善の余地が残されている。早急に導入すべきではないと考えている。

市の非正規職員と最低賃金に関連して

質問 (1)最低賃金が秋田県では時給762円になった。市役所内で働く非正規職員の賃金改善は「改定」を受けてどう対処するのか。

(2)市が発注する公共事業や業務委託に

従事する労働者の適正な賃金確保のため「公契約条例」の制定が求められているが、見解を伺う。

総務部長 (1)本市における非正規職員は、主に臨時的任用職員で19種類の職種を職務内容ごとに細分化し、全部で34種類の基本日額を定めており、全ての県の最低賃金を上回るように設定している。来年度基本賃金は、2%から3%程度の引き上げを決定している。

市長 (2)本市の工事等の入札契約は、事業の質は適正に確保されていると認識している。過度の過当競争、価格競争を防止するために、今年4月から、一定金額以上の工事の競争入札に最低制限価格制度を改め、導入している。作業員の労働条件についても、適正に確保されていると考えている。公契約条例の狙いとする適正な労働環境と事業の品質の確保は、本市では、発注者、受注者双方が関係法令等の遵守により対応してきた。

しかし公契約は、公共工事だけでなく業務委託などを含む全体的な課題と捉えている。条例制定はその必要性や実効性について調査検討を進めたい。

水産改革法案に関連して

質問 (1)「水産改革」法案（漁業法改正案）が閣議決定された。漁民の共同を基本に営まれてきた沿岸漁業と水産資源管理を、「漁業の成長産業化」の名で変えるものである。同法案が本市

漁業と漁民にどのような影響があるのか、見解を伺う。

農林水産部長 (1)今回の改革は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し法整備するとされている。

この改正では、
 ・新たな資源管理システムを構築する（毎年度の漁獲可能量を設定、船ごとに漁獲枠を割り当てする個別割り当て、減船、休漁への支援、漁業収入安定対策の法制定化）
 ・生産性向上に資する漁業許可制度の見直し（沿岸漁業との調整、漁船サイズ制限を緩和、操業の効率化、資源管理の改善勧告など）
 ・流通構造の改革、海面利用制度、漁協制度の見直しなどが柱

本市での影響は、細かな基準等が示されていない現段階で推測できないが、改革にうたわれる「乱獲を防ぎ、持続可能な水産資源の維持と資源回復、漁業者の所得向上とバランスのとれた就業構造の確立」は現下の重要課題。情報収集を継続し市内漁業者への影響を注視、県・漁協との連携を強化したい。



文化施設及び総合体育施設の 建設計画は？

文化施設は任期中に方向性を示す体育施設は
平成32年度の供用開始が目標 ——— 答弁 市長

齋藤
光春
議員



旧金浦地区に建設予定の文化 施設及び総合体育施設について

質問 市長が公約に挙げた「旧金浦町地区に建設予定の文化施設及び総合体育施設」については以前は、具体的な建設計画は示されなかった。市長就任から1年。具体的な推進計画を練った上で公約したものと推察する。

市長は11月1日発行「広報にかほ」で、複合文化施設の建設に触れ、「図書館」に強い思い入れがあるようなコメントを寄稿しているが、複合文化施設というのは、多目的なものと私は解釈する。

参考まで、由利本荘市の「カダレ」は総工費約76億円、「ナイスアリーナ」は事業費約120億円と言われる。

由利本荘市の一般会計予算は平成30年度で本市の3.5倍となっている。

(1)複合文化施設及び総合体育施設の建設にあたり、どのような用途の施設を考えているのか。また、旧三町には類似施設があるが、これらの施設とのすみ分けはどのように考えているのか。

市長 (1)図書館機能を中心とした複合施設で、子ども向けの遊具スペース、子育て世代の集えるスペース、文化的な趣味の仲間が集えるスペース、高齢者向けのスペースなど、様々な世代が様々な目的で集まって交流できる場所とし、コミュニティを創出したいと思っている。

既存の施設は集う目的が明確であつて、施設の用途としても限られるのに対し、図書館を中心とした複合文化施設は、市民の目的が明確でなくても「ちよつと立ち寄ってみようか」「誰かとお話したいな」と気軽に訪れることのできる施設を思い描いている。体育施設は屋外スポーツに対応することも主眼にしたもので、屋内スポーツの既存体育館との差別化ができる。既存施設では市民の要望に十分に応えられない状況にあり、世代にかかわらず多く多くの市民から出される希望、世交代交流ができる空間が欲しいとの声、これまでにかほ市の政治課題をミックスさせながら建設したい。

質問 (2)今まで（本施設建設は）優先順位を後回しにされ、その後で財政状況でまた後回しにされた。

財政（負担）、維持管理にも経費がかかる中で、市長は任期内のどれくらいの期間で計画を進めるのか。そしてどのような計画をもっているのか。考えを伺う。

市長 (2)9月定例会の一般質問において、（文化施設は）任期中に方向性を示したいと答弁している。方向性とは、施設の機能や規模、整備場所、整備時期を確定し、事業実施直前までの準備。任期中の事業実施もあるかもしれないが、十分な検討を重ねたいという希望もある。市民に十分に話し合っていたら、希望もあり、検

討委員会の時間も十分に確保したい。他事業との兼ね合いもあるため、今任期中には方向性はきっちり定義づけたい。

屋内運動施設は、平成31年度には事業着手をしたい。市民9名の屋内型スポーツ施設検討委員会を既に立ち上げ、関係部署・担当が意見交換、由利本荘市ナイスアリーナ、屋根付きグラウンドなど視察している。現在、整備計画案を策定中で、32年度末の供用開始を目標に、来年度予算には調査設計費を計上できるように準備している。

質問 (3)中途半端なものをつくっても、恐らく納得できないし、利用価値も半減する。（先述の）予算規模では（にかほ市の）一般会計が全部飛ぶような規模で由利本荘市はやっている。ただ、類似した施設であれば、逆に必要なくなってくる。どの程度の予算で執行していく考えなのか。

市長 (3)能動的に人が集まってくる場所、図書館だけではなく、子どもたちが遊んで、一日中遊べるような空間が欲しいし、お年寄りが集まって談笑できるスペースも欲しい。カフェテリア、コンビニも含め、タブーを度外視して検討していただきたい。つくった方がいいが活用されないものであつてはならない。つくったものがある地域のまちづくりの根幹になるようなものでなければならぬと思っている。



伊東 温子 議員

にかほ市の持続可能社会への 取り組みを問う

地域の維持・活性化は重要である

答弁 市長

にかほ市の持続可能社会への
取り組みについて

質問 にかほ市の持続可能性について、人口は最低どのくらい維持したらよいのか、どの世代が何世帯増えたらいいか、ほかの自治体ではこうした目標を掲げているとも聞く。

私は地域コミュニティの活性化には何がキーポイントか考えているが、先日、県主催の地域コミュニティ創生シンポジウムに参加し、過疎対策のバイブルの書籍の著者の講演を聴いた。(1)にかほ市の取り組みの参考とするべく検討しているか。

市長 藤山氏の基調講演「田園回帰の時代と集落再生のあり方」では、特に重要視していたのは、持続可能な地域社会の構築、そのための施策の進め方の手法である。現状把握・分析診断を行い、問題解決の横断的シミュレーション、将来へのロードマップによる見える化を提案されており、地域創生の分野や、行政課題を解決するには常套の手法なので、十分に参考になるものと思っているが、検討は行っていない。しかし、氏が言わんとする自治会や集落を単位とする地域の維持活性化に関する施策を進めていくことは、重要と認識している。

質問 (2)藤山氏が所長を務める研究所では、希望市町村と共同研究契約によ

り人口ビジョン等に活用することが可能だが、にかほ市もこれらの活用を考えないか。

市長 (2)県が進める持続可能な地域づくり推進事業やコミュニティ生活圏形成事業のほか、介護保険法による生活支援体制整備事業など、地域の元氣、活力の増進、連携のとれた地域社会づくりにより、にかほ市も歩調を合わせて進めている。自治会等を単位とする人口シミュレーション等のデータは様々な施策の企画推進に活用できるため、共同研究に関しては秋田県の助成制度を活用し取り組み計画をしている。

質問 (3)第2次総合発展計画には、現状として、「市内の8地域で設立した地域振興協議会や各種団体がそれぞれの特色を盛り込んだイベント事業や環境整備事業を行っています。」とあるが、各自治会、地域の中で課題抽出したり、イベントを行うことでの検証はどのように行われているか。

市長 (3)検証は、毎年度末に地域振興交付金制度の事業検証会として実施している。会長や役員が各協議会の実施状況や経過報告、課題等、それらの対応・解決策などを協議し検証していることと認識している。ただ事案の本来の趣旨は、地域ごとに自主的に地域づくり活動を進めていくことなので、著しい問題等がない限り実施組織に委ねている。したがって検証と改善について

は、行政はアドバイザー的な立場に立っている。

質問 (4)県も「コミュニティ生活圏」の形成を進めているが、単位は地域振興協議会が運営を担っていくようだ。その組織の形成についての考えを伺う。

市長 (4)本市では、旧小学校区を単位とする地域振興協議会が既に組織されている。従来の集落と地域住民が一体となり、歴史、文化的なまとまりや住民の合意形成を図りやすい日常生活圏として、県の想定するものにもマッチングしている。

質問 (5)協議会、自治会に若者・女性・各種団体の参画、行政と地域とつなぐコーディネートターの配置を望む。考えを伺う。

市長 (5)自治会への若者や女性の参画は、望ましい姿である。行政と地域をつなぐコーディネートターの配置については、行政に精通し地域それぞれの課題を把握されている方が適しているが、配置の有無、方法、選任者等、まだ検討をしていない。配置の例としては、集落支援員が考えられる。国からの財政措置や情報提供など引き続き検討が必要と思う。



総務常任委員会

1. 研修目的

- 静岡県藤枝市
- ・藤枝型新公共経営について
- 静岡県伊豆市
- ・全国に先駆けた観光防災まちづくり

2. 研修期間

11月6日(火)～11月8日(木)

3. 視察概要

・静岡県藤枝市
人口減少が問題視されている中で、藤枝市は自然減はあるものの、10年連続で転入が増え人口増加傾向にある。何故なのか。藤枝型新公共経営は、民間企業における経営理念・手法・成功事例をできる範囲で行政分野に導入し、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指す考えを基本に『市民の元気は市役所の元気から』を合言葉に「真に市民の役に立つ職員の人材育成」方針のもと人材育成等の様々な取り組みがあった。市長から職員まで共通意識を持っていないと実現できない取組に感銘を受けた。
この仕組み作りには時間を要するものだが、にかほ市でも参考に出来ればと思う。

教育民生常任委員会

1. 研修目的

- 島根県海士町ほか
- ・隠岐の島前教育魅力化プロジェクトについて
- ・海士町の取り組みについて

2. 研修期間

11月14日(水)～11月17日(土)

3. 視察概要

・島根県海士町
島にある高校の廃校は、高校生がいなくなる↓家族も島から離れる↓人口減少に歯止めがきかず、地域は衰退。この危機的状況を食い止めようと魅力化事業の取り組みが開始された。「魅力的な学校をつくる」ことで活路を見出そうと考え、学校、行政、地域住民と島全体が協働した結果、離島、中山間地域では異例の生徒数の倍増と日本各地からも入学者が集まり、劇的に回復を果たした。
離島とは違い、他地域との相互関係等で成り立つにかほ市は、危機意識に緊迫感を持ってない環境にある。市全体で何が必要なのか真剣に考え、今できる施策を講じることが必要と考える。



産業建設常任委員会

1. 研修目的

- 青森県平内町
- ・獲る漁業からつくり育てる漁業
- 青森県八戸市
- ・水揚げから流通・加工について

2. 研修期間

10月24日(水)～10月26日(金)

3. 視察概要

・青森県平内町
平内町は人口約1万2千人。陸奥湾という台風等の影響が少ない環境を活かし、ホタテの養殖業が盛んな町。従来からホタテの地まきは行っていたが、先人の研究・行政・県の研究機関・漁協が一体となつて資源の増大を図り、養殖環境の確立で生産が大きく躍進し、漁業経営体も以前より3倍増となった。平成28年には単一漁協としてホタテの水揚げ日本一を達成し、青森県全体の約51%を占める割合。さらに、加工産業の創出にも力を入れ、ホタテの安定生産によるブランド化、観光客増大に向けた食の発信等、官民あげて取り組む平内町の強い意気込みが感じられた。



議長中国諸暨市訪問

1. 訪問先

- ・中国諸暨市
- ・中国紹興市

2. 訪問期間

11月5日(月)～11月8日(木)

3. 訪問概要

1990年象潟町日中友好協会が「第一回西施まつり」を開催以来、交流を深めてきた。王芬祥市長歓迎挨拶では「遠からずも楽しからずや」二千年の歴史を持つ西施のふるさとにようこそ。松尾芭蕉の詠んだ「象潟や雨に西施がねむの花」を縁に今後も友好都市のレベルアップを図り共に発展していくことを望む。と話された。
意見交換で王市長は、にかほ市のハイテク先端技術取得と農業振興では、食への安全安心に對する高い評価を示され、友好都市からの輸入を試みたい等、具体的な言及もあつた。
今回の訪問では中国の経済状況や取組み等、実際に目で見て感じたこと、にかほ市の発展にも繋がることが多分にあつた。「百聞は一見にしかず」感謝。



議会改革の取り組み

政策検討会議(仮称)で
議会も政策立案・提案します!

5月に新体制の市議会がスタート。佐藤新議長が強く訴えた「議会の政策立案・提案の機能を向上させること」を議会改革推進会議では検討してきました。その内容(12月時点)を報告します。

にかほ市議会政策検討会議設置要綱案(概要)

第1条 議会が外部有識者からの提言・意見と市民の多様な意見を融合さ

せて市政の課題について調査研究を行い、議会の政策形成機能、調査研究機能を積極的に発揮するための会議を設置する。
(用語の定義)

第2条

(1)政策検討会議：市議会が政策立案する会議

(2)政策アドバイザー：市議会が外部から招へいする有識者

(3)政策：市の行政事務全般に關係する条例、規則、要綱、規程、計画、規

指針、マニュアル類など

(組織及び選任)

第3条 政策検討会議は、検討チームごとに議員9名以内、政策アドバイザー5名以内、その他議長が必要と認める人材をもって組織する。

(政策検討会議の所掌)

第7条 議会改革推進会議が認めた市政の課題について検討し、政策案を作成する。

議会の大きな役割は、
①条例案・予算案など具
体的政策等を決定するこ
と

②それが適正・効率的に
なされているか監視する

ことです。

これまで議会からの「政策の提案」は、主に質問や質疑で間接的に行われてきましたが、「より直接的に議員立法で条例を制定して政策形成を行うこと、何らかの形で提案すること」が全国的に議会改革の取り組みで行われています。にかほ市議会においても、地域の課題解決のために取り組もうとするものです。これにより議案の審査能力や監視機能も向上すると思われま

議会改革推進会議
委員長 小川 正文

議会活動報告

- 10月 4日、5日、12日 敬老式
11日 広報広聴委員会
12日 議会改革推進会議
17日 議会運営委員会
23日 松島町議会視察来庁
25日 秋田大学との連携協定調印式・講演会
24~26日 産業建設常任委員会視察(青森県)
- 11月 1日、12日、30日 議会改革推進会議
6日 羽越線高速化シンポジウム
6~8日 総務常任委員会視察(静岡県)
8日 県市議会議長会議員研修会
14日 福島県須賀川市議会視察来庁
14~17日 教育民生常任委員会視察(島根県)
18日 にかほ市ふるさと会(東京都)
20日 全員協議会
22日 行政懇談会
29日 議会運営委員会
- 12月 6日、12月定例会(~20日)
6日、20日 全員協議会
20日 広報広聴委員会

3月定例会の予定

- 2月22日(金) 初日 本会議(市政報告、議案説明ほか)
3月 4日(月) 本会議(会派代表者質問)
3月 5日(火) 本会議(一般質問)
3月 6日(水) 本会議(一般質問)
3月 8日(金) 本会議(議案質疑、付託ほか)
3月 8日(金) 常任委員会審査
~18日(月)
3月19日(火) 最終日 本会議(委員長報告、討論、採決ほか)
(※予定)

※現時点の予定であり、変更になる場合があります。ご確認の上、是非傍聴にお越しください。

議会事務局 TEL 43-7511

編集後記

12月定例会では、議員の報酬及び特別職の給与等に関する条例改正案2件の意見が分かれ、関連する補正予算案に修正動議が提出されるなど、採決で可否が拮抗する状況となりました。4月改選から3回の定例会における一般質問者は延べ23名、内新人議員17名が質問し、活発な議会運営がなされていると考えます。

ただ、傍聴する市民が少なく、間もなく試行されるインターネット配信の効果も含め、開かれた議会に向けた更なる取り組みが必要と感じております。

迎える年は「県議選、新元号、参院選、消費税増税」と新たな出発の年、改革の年との印象を強く持ちますが、何より災害のない平穏な年であり、市民の皆様には幸多き年であることをお祈りし、平成最後の12月定例会のご報告とさせていただきます。

議会広報広聴委員会
委員 森 鉄也